

高齢者保健福祉のしおり

令和7年度版

座間市役所

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

代表電話 046-255-1111

介護保険課	介護保険係	046-252-7719
	介護認定係	046-252-7538
	事業者支援係	046-252-8077
	FAX	046-252-8238
地域福祉課	地域福祉係	046-252-8247
	FAX	046-255-3550
長寿支援課	長寿支援係	046-252-7084
	FAX	046-252-8238
座間市社会福祉協議会	代表/総務課	046-266-1294
	FAX	046-266-2009



ざまりん
座間市 マスコットキャラクター



目 次

相 談 窓 口

地域包括支援センター	1
成年後見利用促進センター	5
夜間・休日のご相談	6
24時間健康電話相談	7
シルバー人材センター生きがい事業	8
老人クラブ団体への補助及び指導育成事業	8
友愛チーム活動の指導育成事業	9
チョッピリ先生活動促進事業	9
老人憩いの家管理運営事業	10
高座施設組合屋内温水プール利用料金助成事業	11
ひとり暮らし高齢者訪問活動	12
緊急通報システム事業	12
認知症高齢者等見守りネットワーク事業	13
認知症高齢者等位置確認事業	14
救急医療情報キット配布事業	14
あんしん自分登録	15
寝たきり高齢者理髪料等助成事業	16
寝具乾燥・丸洗いサービス事業	17
移送サービス事業	18
福祉有償運送の登録団体	18
生活支援型短期入所事業	19
緊急短期入所事業	19
養護老人ホーム措置入所事業	20
おむつ等支給事業（介護者への支給）	21
おむつ使用証明書	23
おむつ使用証明書に代わる書類	24
「座間市あんしんノート」の配布	25
介護保険サービス	26

～介護（予防）サービス・介護予防、生活支援サービス～	26
一般介護予防事業	31
認知症サポーター養成講座	32
障害者控除対象者認定書交付	33
高齢者等戸別収集	34
高齢者の予防接種	35
座間市内社会福祉施設等一覧	36

地域包括支援センター

内 容 市が設置する、65歳以上の方の総合相談窓口です。

次のような業務を行っています。

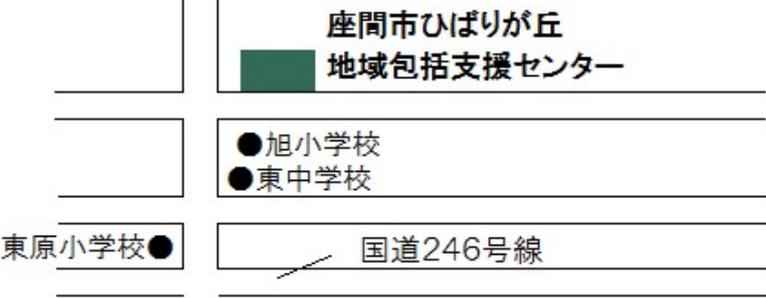
- ①65歳以上の方の生活や健康、介護予防に関する相談・支援
- ②介護サービスの利用や、介護に関する相談・支援
- ③要介護認定申請の代行
- ④介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の判定
- ⑤要支援1・2、総合事業対象者と判定された方のサービス計画作成と評価
- ⑥高齢者の権利擁護のための取組（虐待防止、成年後見制度等）
- ⑦ケアマネジャー（介護支援専門員）の支援
- ⑧介護や医療が必要になっても暮らし続けられる地域づくりの取組（地域課題検討会議の開催等）

※ ご利用いただける地域包括支援センターは、お住まいの地区により異なります。



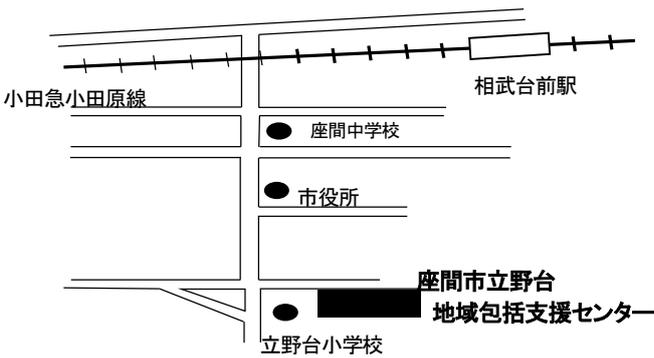
相談窓口

事業所名	座間市相模が丘地域包括支援センター
所在地	 <p>座間市相模が丘六丁目30番12号 相模台商事第1ビル</p>
連絡先	TEL 046-266-5222 FAX 046-256-0650
業務時間	午前8:45~午後5:15
担当地域	相模が丘

事業所名	座間市ひばりが丘地域包括支援センター
所在地	 <p>座間市ひばりが丘五丁目21番29号 牧山商事ビル1階</p>
連絡先	TEL 046-255-2555 FAX 046-255-1666
業務時間	午前8:45~午後5:15
担当地域	小松原 ひばりが丘 東原

事業所名	座間市栗原地域包括支援センター	
所在地		
	座間市栗原中央六丁目1番18号（特別養護老人ホーム 栗原ホーム内）	
連絡先	TEL 046-251-1167 FAX 046-251-9300	
業務時間	午前8:30~午後5:00	
担当地域	さがみ野 栗原中央 南栗原 西栗原	

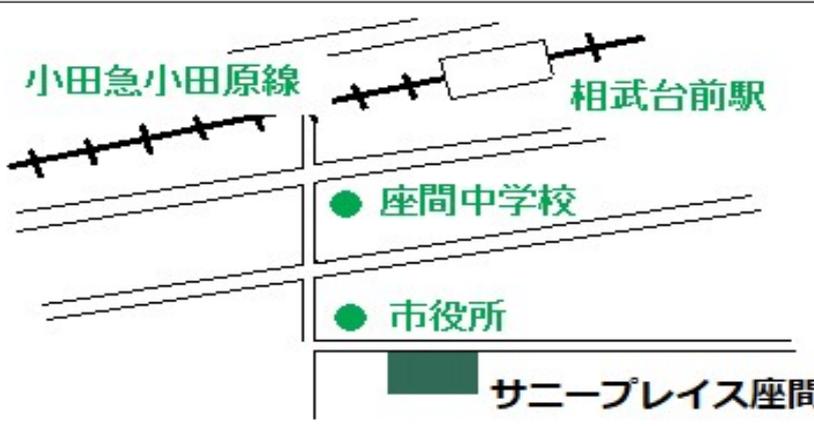
事業所名	座間市相武台地域包括支援センター	
所在地		
	座間市栗原1261番地の1（特別養護老人ホーム ヘルホーム内）	
連絡先	TEL 046-258-2030 FAX 046-257-1803	
業務時間	午前8:30~午後5:00	
担当地域	相武台 広野台 栗原 緑ヶ丘二丁目~六丁目 明王	

事業所名	座間市立野台地域包括支援センター
所在地	 <p>座間市立野台一丁目 1 番 4 号 立野台事務所 1 階(旧座間市立青少年センター) ※令和5年6月1日から当面の間</p>
連絡先	TEL 046-266-2005 FAX 050-3094-8874
業務時間	午前8:30~午後5:15
担当地域	緑ヶ丘一丁目 立野台 入谷東

事業所名	座間市新田宿地域包括支援センター
所在地	 <p>座間市新田宿623番地 (特別養護老人ホーム 第二座間苑内)</p>
連絡先	TEL 046-256-9007 FAX 046-251-8383
業務時間	午前8:30~午後5:30
担当地域	入谷西 四ツ谷 新田宿 座間

成年後見利用促進センター

- 内 容** 成年後見制度に関する総合相談窓口です。
 認知症や知的・精神障がいなどで、1人で判断することが不安な人が安心して生活できるよう相談を受け付けています。
 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士）による相談会も毎月開催していますので、下記連絡先までお問い合わせください。
※専門職相談は申込が必要です。

事業所名	座間市成年後見利用促進センター
所在地	 <p>座間市緑ヶ丘一丁目2番1号（サニープレイス座間 2階）</p>
連絡先	TEL 046-259-7451 FAX 046-266-2009
業務時間	午前8:30~午後5:00

夜間・休日のご相談

内 容 地域包括支援センターの業務時間外の相談の場合には、次の窓口にてお話を伺い、翌営業日以降に相談内容の引き継ぎを行います。なお、夜間・休日相談の詳細については、各事業所にお問い合わせください。

相談方法 電話または来所（来所前にお電話でお問い合わせください）

相談窓口

施設名	担当地域
特別養護老人ホーム 第二座間苑 TEL 046-200-8338	立野台、入谷西、四ツ谷、新田宿、座間、入谷東
特別養護老人ホーム ベルホーム TEL 046-257-1121	相武台、広野台、栗原、緑ヶ丘、明王
相模台病院 TEL 046-256-0011	相模が丘、小松原、ひばりが丘、東原
特別養護老人ホーム 栗原ホーム TEL 046-251-1166	さがみ野、栗原中央、南栗原、西栗原

※次に掲げる24時間健康電話相談でも、介護保険の仕組みや社会資源の活用方法についての相談を受け付けています。

24時間健康電話相談

内 容 健康、医療、福祉、介護、病院情報などに関する相談に、保健師、看護師、栄養士などの有資格者が 24 時間体制で対応しています。必要に応じて医師に相談することもできます。

対 象 市内在住の方

相談受付先

電話	0120-867-860	通話無料 発信者番号は「通知設定」 携帯電話・PHS からも利用可能
FAX	03-6626-2189	聴覚障がい者専用。通信料発信者負担 専用の相談シートが必要です。 座間市ホームページ「座間市 24 時間健康電話 相談」からダウンロードができます。
パソコン・ スマート フォン	WEB 相談が利用できます。下の二次元コードを読み取り、「サービス」に アクセスしてください。 	

窓 口 健康医療課 健康総務係 TEL 046-252-8236

シルバー人材センター生きがい事業

内 容 働くことに生きがいを求め、技術や経験を生かして社会参加を望まれる方々が会員となり、会員相互の自主的な運営によって仕事を請け負い、会員それぞれが希望する仕事に従事しています。

対 象 おおむね60歳以上

窓 口 公益社団法人 座間市シルバー人材センター

座間市東原二丁目16番10号 市立生きがいセンター内

TEL 046-254-5361

老人クラブ団体への補助及び指導育成事業

内 容 高齢者の社会参加の促進を目的に、生きがいや仲間づくりの輪を広げていくため、老人クラブの運営費を助成しています。

また、市老人クラブ連合会（ソレイユざま）では次のような事業を行っています。

- ① 体育祭 ② 親睦旅行 ③ 各種研修会 ④ 老幼の集い ⑤ 地域奉仕活動
- ⑥ 各種スポーツ大会 ⑦ 作品展 ⑧ 演芸大会 ⑨ 健康教室
- ⑩ 施設訪問等 ⑪ 会報・広報紙発行 ⑫ 趣味・文化大会

補助対象 市老人クラブ連合会（ソレイユざま）に加入している老人クラブの団体

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

市社会福祉協議会 TEL 046-266-2001

友愛チーム活動の指導育成事業

内 容 高齢者の社会参加の促進を目的に、生きがいや仲間づくりの輪を広げるとともに、寝たきりの方やひとり暮らしの方への激励・慰問活動を行うため、チーム活動の育成をしています。

補助対象 市の老人クラブに所属しているおおむね6名程度のチーム
(構成員：老人クラブ会員・民生委員・自治会・地区社協等)

窓 口 市社会福祉協議会 TEL 046-266-2001

チョッピリ先生活動促進事業

内 容 高齢者の社会参加の促進をはかるため、資格や免許が無くても「これなら“ちょっぴり”教えることができる！」という方に事前に登録していただき、市内の学校・福祉施設・自治会・子ども会などの団体から要請があったときに「チョッピリ先生」として派遣して、各種伝統的な技術や知恵を伝えていただきます。

以下の7部門に分かれています。

①手工芸 ②文芸 ③スポーツ ④芸能踊り

⑤芸能唄詩吟 ⑥よろず ⑦おはやし

対 象 おおむね60歳以上の方

窓 口 市社会福祉協議会 TEL 046-266-2001

老人憩いの家管理運営事業

内 容 市内7か所にある老人憩いの家は、対象者相互の交流や憩いの場として、また地域社会との交流の場として広く活用されています。

対 象 60歳以上の方等

利用時間 午前9：00～午後5：00

休 館 日 月曜日、年末年始

申 請 ご利用については各憩いの家の管理者にご相談ください。

施設		管理者	
憩いの家名	住 所	管 理 者	管理者電話
相 模 が 丘	相 模 が 丘 2-43-39	坂 本 文 彦	046 253-3255
ひばりが丘	ひばりが丘 1-41-6	渡 邊 政 彦	046 255-6311
立 野 台	立 野 台 3-20-41	長寿支援課 長寿支援係	046 252-7084
相 武 台	相 武 台 4-5-24	長寿支援課 長寿支援係	046 252-7084
栗 原	栗原中央 5-8-1	阿多 照夫	046 254-1965
座 間	座 間 2-2765	長寿支援課 長寿支援係	046 252-7084
入 谷	入 谷 東 3-34-16	長寿支援課 長寿支援係	046 252-7084

高座施設組合屋内温水プール利用料金助成事業

- 内 容** 高齢者の介護予防及び健康の増進を目的に利用料金の半額を助成します。
- 場 所** 高座施設組合屋内温水プール
海老名市本郷20番地の1 TEL 046-238-8780
- 対 象** 市内に住所を有する65歳以上の方
- 費 用** 通常400円のところ、200円でご利用いただけます。
- 申 請** 高座施設組合屋内温水プールの窓口で申請書に署名し、身分証明書を提示してください。
※身分証明書の種類
●運転免許証 ●健康保険被保険者証
●マイナンバーカード
- 窓 口** 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

ひとり暮らし高齢者訪問活動

- 内 容** ひとり暮らし高齢者の見守り及び閉じこもり防止の活動として、地区担当民生委員が原則2か月に1回ご自宅を訪問します。
- 対 象** 市内居住の65歳以上のひとり暮らし高齢者で、親族、ケアマネジャー、ヘルパー等による2か月に1回以上の訪問や、定期的な外出の機会が無い方
- 登 録** 本人または家族の申出を受け、原則として地区担当民生委員を介して市に登録をします。
- 窓 口** 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

緊急通報システム事業

- 内 容** ボタンを押すだけで緊急通報・健康相談することのできる専用の発信機などを貸与します。
- 対 象** 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方
- ① 心疾患又はぜんそくのため、日常生活上注意を要する方のうち、
 - ア 65歳以上の方で構成されている世帯に属する方
 - イ 65歳以上の方と重度障がい者で構成されている世帯に属する方
 - ② 75歳以上のひとり暮らし世帯に属する方
 - ③ 85歳以上の方で構成されている世帯に属する方
 - ④ その他市長が必要と認める者
- 費 用** 電話の基本料金及び通話料に加え、利用者世帯の市民税課税状況に応じて、月々の利用者負担あり。
- 申 請** 所定の申請書、誓約書を窓口へ提出してください。
- ※①に該当する方は、病気の治療を証明する『薬の説明書』が必要です。

利用上の注意点・建物の警備は行いません。

・緊急通報により駆け付けた場合でも、介護資格の必要な処置等はできません。

- 窓 口** 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

認知症高齢者等見守りネットワーク事業

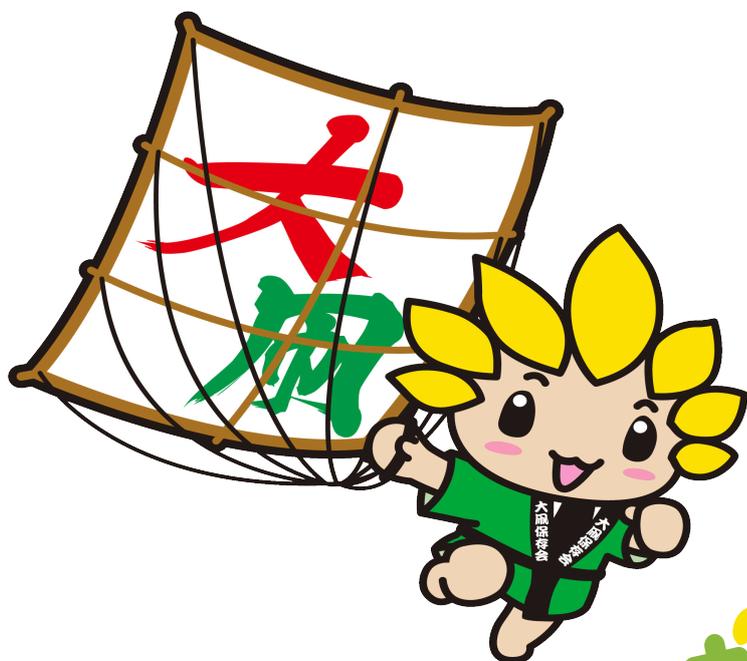
内 容 認知症高齢者の中には家族が知らないうちに家を出て行ってしまったり、外出先から自宅に戻れなくなったりすることがあります。

そのような方の情報を事前に登録しておき、行方が分からなくなった場合、関係機関の協力により少しでも早く発見することを目的とします。

- 検索方法**
- ① 警察署へ捜索願の届け出をすると、防災行政無線などにより市内全域に情報が流れます。
 - ② 長寿支援課へ連絡をすると、近隣の市町村や協力機関に情報提供されます。

申 請 申請書と登録者の顔写真（なるべくご本人の特徴が分かるもの）を窓口へ提出してください。

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084



認知症高齢者等位置確認事業

内 容 高齢者の行方が分からなくなった時に24時間対応でご家族に位置情報をお知らせする位置検索用機器を貸与する事業です。

※位置情報の確認後、高齢者の保護はご家族で対応していただきます。

対 象 認知症を起因とするはいかい癖のある在宅高齢者等で前記『認知症高齢者等見守りネットワーク事業』に登録している方のうち、次のいずれかに該当する方

① 65歳以上の方

② 40歳以上65歳未満の方で介護保険法に規定する要介護または要支援の認定を受けている方

費 用 新規加入料、月額利用料の一部（下表）と、位置確認した際に発生する料金は利用者負担です。

	利用者世帯の段階区分	利用者負担金
新規加入料	生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円
	市民税課税世帯	2,500円
月額利用料	生活保護世帯	0円
	市民税非課税世帯	500円
	市民税課税世帯	1,000円

申 請 印鑑を持参の上、所定の申請書、申込書を窓口へ提出してください。

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

救急医療情報キット配布事業

内 容 救急時における高齢者の安全、安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報提供書（写）」「持病」などの医療情報を、自宅で保管するためのキットを配布します。

対 象 65歳以上の方

費 用 無料

申 請 本人または代理の方が窓口で申請してください。

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

あんしん自分登録

内 容 65歳以上の方が、ご自身の氏名や住所、連絡先等の情報を地域包括支援センターに事前に登録するものです。

登録者に万が一のこと（急病による救急搬送、事故、認知症等による生活困難等）が起き、このことを地域包括支援センターが把握したとき、登録者に代わって事前登録いただいた連絡先にお知らせします。（また、救急隊、医療機関等に緊急入院などに必要な情報を登録者に代わって提供します。）

対 象 65歳以上の市内在住者

【こんな方におすすめです】

一人暮らしや高齢者のみで構成される世帯の方
健康や生活に不安がある方

【提供するもの】

登録した方には、「登録者カード」と「マグネット」をお渡しします。
登録者カードは、財布やかばんなどに入れて持ち歩きます。マグネットは冷蔵庫に貼っておきます。

申 請 あらかじめ電話でご予約の上、平日午前9時～午後5時に、地域包括支援センターに、直接窓口でお申し込みください。地域包括支援センターへの来所が難しい方は、その旨をご相談ください。

※ 地域包括支援センターの連絡先は、1～4頁に記載されていますのでご参照ください。

そ の 他 緊急時の地域包括支援センターの対応は、月曜日から金曜日の9時～17時となります。

（夜間・休日は、地域包括支援センターの翌開所日に対応します。）

救急医療情報キットの併用をおすすめします。「あんしん自分登録」と同時に申込ができます。

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

寝たきり高齢者理髪料等助成事業

内 容 理美容組合に加入している理髪店または美容店を利用できる理髪・美容助成券の支給事業を行っています。

対 象 65歳以上の在宅の寝たきり高齢者で介護保険法の要介護4または要介護5と認定された方（※生活保護受給者は除く。）

助 成 額 出張券1枚5,700円の助成券を年間4枚。

（申込みの月によって、下表のように支給枚数が変わります。）

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	4			3			2			1		

申 請 要介護度の分かるものを持参の上、窓口で申請してください。

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

寝具乾燥・丸洗いサービス事業

- 内 容** 寝具（掛布団・敷布団・毛布）の「丸洗い乾燥」と「乾燥」を実施しています。
- 対 象** 寝具類の衛生管理を必要とする65歳以上の在宅高齢者のうち、
- ・寝たきり又は認知症の診断を受けた方
 - ・介護保険法による要介護認定を受けた方
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する方
- 回 数** ① 丸洗い乾燥→6・10・2月（年3回）
② 乾 燥→8・12・3月（年3回）
- 申 請** 『座間市寝具乾燥・丸洗いサービス事業利用申請書』を窓口へ提出してください。
- 費 用** ① 丸洗い乾燥の掛布団と敷布団については下表のとおり費用が徴収されます。毛布は無料です。
② 乾燥の掛布団・敷布団・毛布については無料です。

介護保険料段階	利用者負担額（1枚当たり）	
	敷布団	掛布団
第1～3段階（世帯全員が市民税非課税）	0円	0円
第4～5段階（本人は市民税非課税）	250円	250円
第6～20段階（本人が市民税課税）	500円	500円

※介護保険料段階の詳細については29ページ参照

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

移送サービス事業

内 容 在宅で身体障がいのために歩行が困難な方、または寝たきり等の状態により一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として病院への通院や入退院のときなどに福祉車両により送迎をするサービスです。

※事前予約が必要です。

※市役所を中心とした半径15km圏内のみご利用いただけます。

費 用

利用者の乗車地から目的地までの距離	利用者負担額
5km未満	800円
5km以上 10km未満	1,000円
10km以上 15km未満	1,200円
15km以上 20km未満	1,400円
20km以上	1,600円

※おおよその片道料金です。実際の金額は、事業者にお問い合わせください。

窓 口 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ たすけっと

TEL 046-254-1236

長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

福祉有償運送の登録団体

内 容 福祉有償運送とは、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が身体障がい者、介護保険の要介護者・要支援者、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有し、一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方を会員として通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による個別輸送サービスのことをいいます。

この事業を行うには、道路運送法第79条の2に基づく登録が必要です。

座間市では、次の法人が国に登録し福祉有償運送を実施しています。

サービス内容や会員申請、費用など詳しくは各法人にお問い合わせください。

実施団体 特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ たすけっと

TEL 046-254-1236

生活支援型短期入所事業

- 内 容** 虚弱な高齢者で以下の理由に該当する場合、市と契約済みの養護老人ホーム（市外）に短期間入所することができます。
- ① 介護者の病気や、事故、出産その他の社会的理由により、介護が受けられない状態
 - ② 基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しない等、社会適応が困難な状態
- 対 象** 市内に住所を有するおおむね65歳以上の虚弱な高齢者で、市民税が非課税世帯に属する者
- 費 用** 1日 1,730円
- 利用期間** 7日以内
- 申 請** 『生活支援型短期入所事業申請書』一式を窓口へ提出してください。
※ご本人の健康診断書が必要な場合があります。
- 窓 口** 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

緊急短期入所事業

- 内 容** 寝たきり等の高齢者について、介護者が病気になる等、緊急の理由により介護を受けられない状態になった場合に、市が契約している介護老人福祉施設に介護保険と併せて短期入所が長めに利用できます。
- 対 象** 市民税が非課税世帯で、他に介護する者がなく介護を受けられない状態の方
- 費 用** 介護保険法に準じる負担額
- 利用期間** 30日以内
- 申 請** 緊急理由を明らかにするために介護者の健康診断書等を添付の上、『緊急短期入所申請書』を窓口へ提出してください。
※ご本人の健康診断書が必要な場合があります。
- 窓 口** 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

養護老人ホーム措置入所事業

- 内 容** 原則として65歳以上で、心身の機能が減退して日常生活に支障があり、住宅に困窮している等、在宅の生活が困難な方が利用することができます。
- 対 象** 原則として65歳以上で、低所得世帯（生活保護世帯・市民税が非課税世帯）において、前記の状態にある方
- 費 用** 所得に応じて、本人及び家族に一部自己負担があります。
- 窓 口** 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

【参考】次の施設の申込みは、直接施設にご相談ください。

①介護保険制度上の施設等

◎特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常に介護が必要で自宅の生活が困難な寝たきりや認知症の高齢者の方に介護を行う施設です。（要介護度3以上）

短期入所生活介護（ショートステイ）も行っています。

◎老人保健施設（介護老人保健施設）

病状が安定しており、リハビリテーションや看護・介護が必要な医療を行う病院から在宅介護にスムーズに移行するための『経過施設』です。

◎療養型の病院・施設（介護保険制度・介護療養型施設・介護医療院）

長期療養が必要な高齢者の方に医学的管理のもとに介護や必要な医療を行う施設です。

◎認知症対応型共同生活介護（介護保険制度・グループホーム）

認知症の状態にある高齢者について、共同生活を行う施設です。

②老人福祉施設

◎軽費老人ホーム

60歳以上の方で、自分の身の回りのことはでき、家庭環境や住宅事情等から自宅で生活するのが困難な低所得者の高齢者が生活する施設です。

◎ケアハウス

60歳以上で収入の制限はなく、自炊ができない程度の身体機能の低下により、独立した生活が不安定で、家族の援助を受けることが困難な方が入居するための施設です。

おむつ等支給事業（介護者への支給）

- 内 容** 在宅生活者で、寝たきりや認知症等により常時おむつを使用している方を介護している市内在住の家族の方へ、各種おむつ等を現物支給しています。
(市が委託した業者がご自宅へおむつ等を配達します。)
- 商 品** 市指定のカタログから1回 6,000 円 (600 点) 以内で選択していただきます。(以下の4種類があり、組み合わせ自由です。)
- (1) テープ止めタイプ
 - (2) フラットタイプ
 - (3) パンツタイプ
 - (4) 尿とりパッド
- 給 付 月** 奇数月 7月、9月、11月、1月、3月、5月 (年6回)
(申請書受付は、給付月の前月15日締め切りです。)
- おむつ必要者** 住民基本台帳に記録があり在宅生活を営み、及びおむつ等の利用が必要と認められた次の(1)～(4)のいずれにも該当する方
- (1) 座間市介護認定審査会において、要介護4又は5と認定された者又は要介護3認定された者かつ座間市介護認定審査会に係る主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、Ⅳ、又はMのいずれかである者
 - (2) 世帯全員が市民税非課税かつ生活保護法に基づく保護金品の支給を受けていない者
 - (3) 介護保険料を滞納していない者
 - (4) 介護保険法に規定する給付制限を受けていない者
- ※同一住宅または同一敷地内の住宅に居住する親族は、世帯を分離している場合であっても同一世帯とみなします
- 支給対象者** おむつ等の支給の対象者はおむつ必要者を主として介護し、おむつ必要者の親族である方で、次の(1)～(3)のいずれにも該当する方
- (1) 住民基本台帳に記録があり、及び在宅生活を営む者
 - (2) 世帯全員が市民税非課税かつ生活保護法に基づく保護金品の支給を受けていない者
 - (3) おむつ必要者に該当しない者
- ※同一住宅または同一敷地内の住宅に居住する親族は、世帯を分離している場合であっても同一世帯とみなします。
- 申 請** 『座間市おむつ等支給事業利用申請書』に必要事項を記入し、担当課窓口へ申請してください。

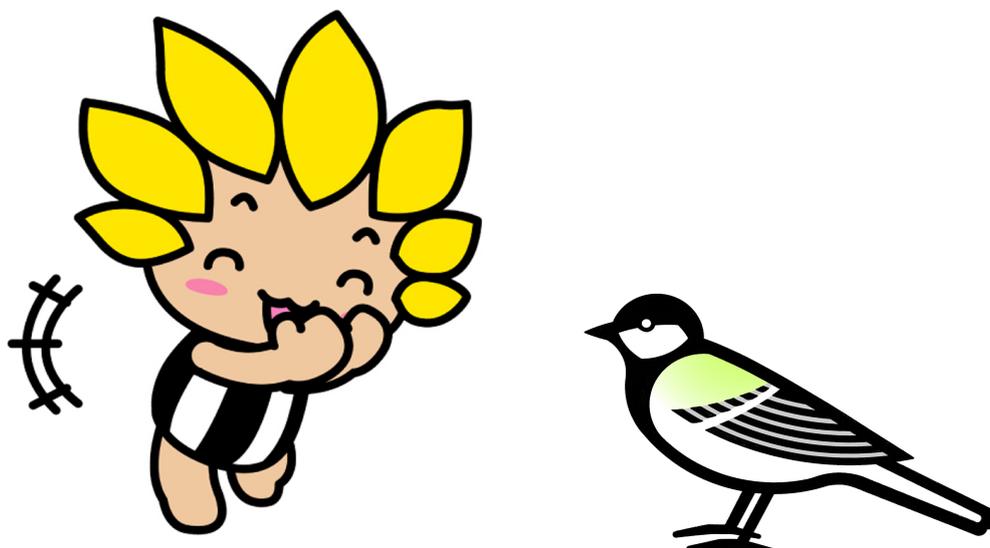
*おむつ必要者本人と、介護者世帯の中に収入状況が不明な方がいる場合

『座間市おむつ等支給事業』対象者については、おむつ必要者本人と、介護者世帯全員の所得及び課税状況により決定します。所得が未申告の方がいる場合は、税情報が確認できず、おむつ等の支給ができません。所得の申告については、令和7年1月1日時点で住民票が置かれている市区町村の個人住民税担当課に個人住民税の申告を行うか、現在住民票が置かれている市区町村を管轄している税務署で確定申告を行ってください。

市民税課市民税係：TEL046-252-8833

また、入院・施設入所等で利用の決定に係る内容に変更が生じた場合は、『座間市おむつ等支給事業変更届』の提出が必要となります。

窓 □ 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084



おむつ使用証明書

内 容 6か月以上寝たきり状態にある方、又は同様と認められる方で、医師がおむつの使用が必要であると認め、医療機関から「おむつ使用証明書」を発行された方は、確定申告の際に「おむつ使用証明書」を添付することで、おむつの代金が医療費控除の対象となります。

申 請 窓口又はホームページから「おむつ使用証明書」の用紙を取得した上で、医療機関（主治医）に発行を依頼します。

※「おむつ使用証明書」は医師が作成する書類となりますので、発行手数料等は医療機関にご確認ください。

窓 口 介護保険課 介護認定係 TEL 046-252-7538

※おむつ使用証明書及び確定申告の医療費控除に関するご質問は、大和税務署へ直接お問い合わせください。

大和税務署 TEL（代）046-262-9411 （自動音声）

おむつ使用証明書に代わる書類

内 容 要介護認定時の「主治医意見書」の内容が国の示す一定の要件を満たしている方に、「おむつ使用証明書」に代わる書類として「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」を発行します。

申 請 「おむつ代医療費控除に係る主治医意見書内容確認申請書」（ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、申請者の本人確認書類を持参の上、窓口へ提出してください。

郵送する場合は、申請書及び申請者の身分確認書類のコピーを同封してください。

要 件 ① **おむつ代について医療費控除を受けるのが1年目の場合**

おむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定で、有効期間が6か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書であること

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の場合

おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書（当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に現に受けていた有効期間13か月以上の要介護認定の審査に当たり作成された主治医意見書）であること

②主治医意見書の項目において、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB1・B2・C1・C2であること

③「失禁への対応」としてカテーテルを使用していることまたは尿失禁の可能性ありに該当すること

窓 口 介護保険課 介護認定係 TEL046-252-7538

※おむつ使用証明書及び確定申告の医療費控除に関するご質問は、大和税務署へ直接お問い合わせください。

大和税務署 TEL（代）046-262-9411 （自動音声）

「座間市あんしんノート」の配布

内 容 病気や障がいがあっても可能な限り自宅で過ごすことができるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護支援専門員協会、介護保険事業所等が協力をして「座間市あんしんノート」を作成しました。

このファイルは、自宅で療養生活をしている方々が医療や介護のサービスを受けた記録として、また、関係機関同士が伝達事項や質問事項を書き込むことにより情報共有が図られるよう工夫されています。医療保険、介護保険、医療、歯科、薬剤の資料を保管できるよう、ファスナー式の透明なクリアポーチに入っています。

どなたにも無料で配布しています。

申 請 座間市あんしんノート利用申請書を窓口に提出してください。

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

座間市あんしんノート
～医療と介護と家族をつなぐために～



座間市マスコットキャラクター
ざまりん®

座間市
座間市地域包括ケア会議及び在宅
医療推進協議会

介護保険サービス ～介護（予防）サービス・介護予防、生活支援サービス～

内 容 心身の状態や生活の状況に応じて、生活を支えるサービスや、心身の状態の悪化を防ぐサービスを利用できます。

対 象 次のいずれかの方

①65歳以上で、原因を問わず、介護や支援が必要と認められた方

②40歳から64歳までの方で、健康保険に加入しており、認知症や脳卒中などの老化に伴う病気（特定16疾病）が原因で介護や支援が必要と認められた方

費 用 費用に対し、所得に応じて1割から3割を、サービス利用期間に支払います。自己負担額が著しく高額になった場合には、一定額を超えた部分について、申請することにより払い戻されます。（食事代等は別途支払が必要です。）

※保険料に未納期間がある場合、その期間によって自己負担割合が一定期間変更となる場合があります。（総合事業の利用は除きます。）

申 請 介護保険のサービスが必要と思われたときは、介護保険課またはお住まいの地区の地域包括支援センター（2～4 ページ）にご相談の上、要介護認定を申請してください。

窓 口 介護保険課

介護認定係 TEL 046-252-7538

（要介護・要支援認定について）

介護保険係 TEL 046-252-7719

（介護保険料、介護（予防）サービス、利用料について）

長寿支援課

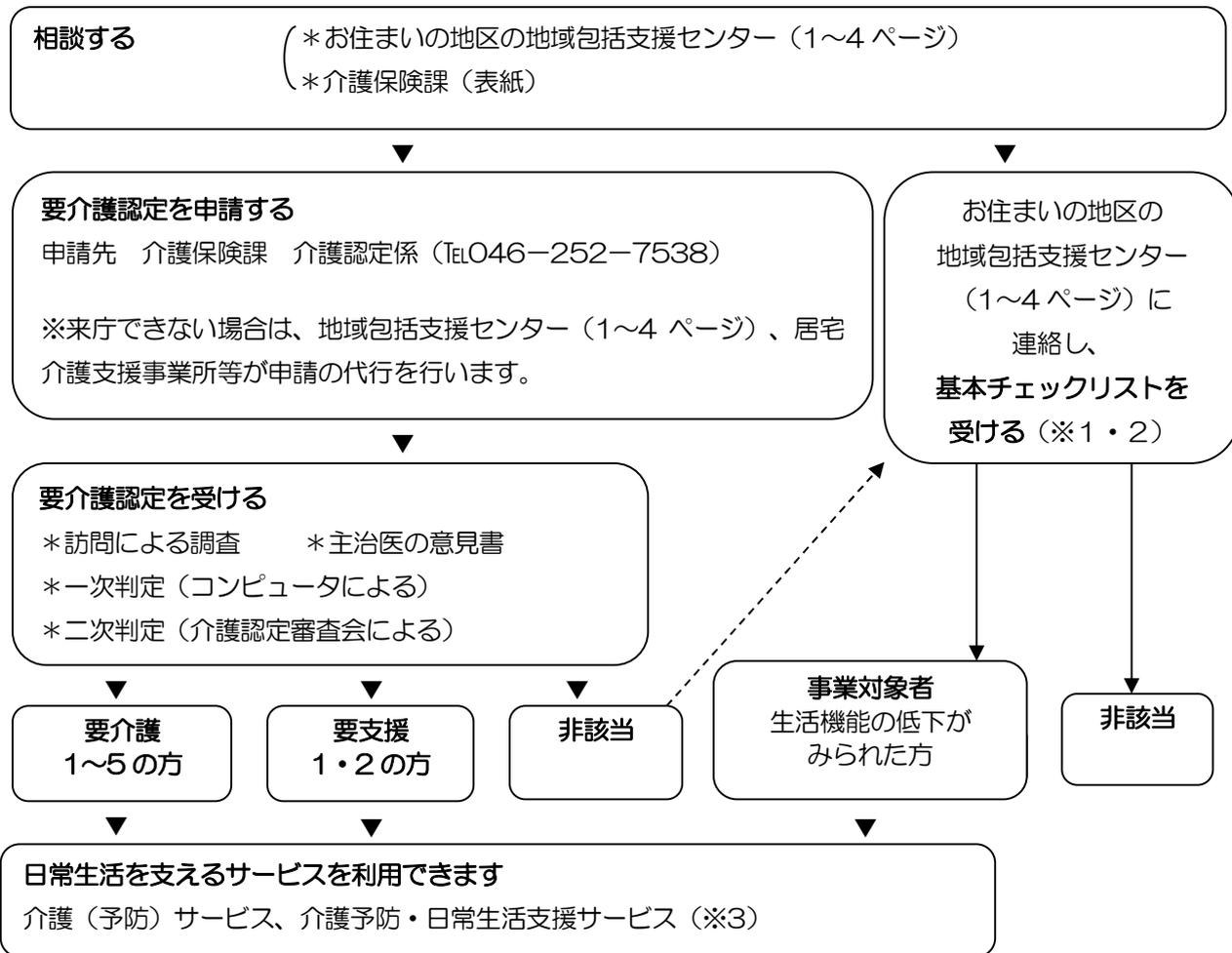
長寿支援係 TEL 046-252-7084

（事業対象者の判定、介護予防・生活支援サービスについて）

お住まいの地区の地域包括支援センター（1～4 ページ）

【利用の手順】

相談～認定区分の決定まで

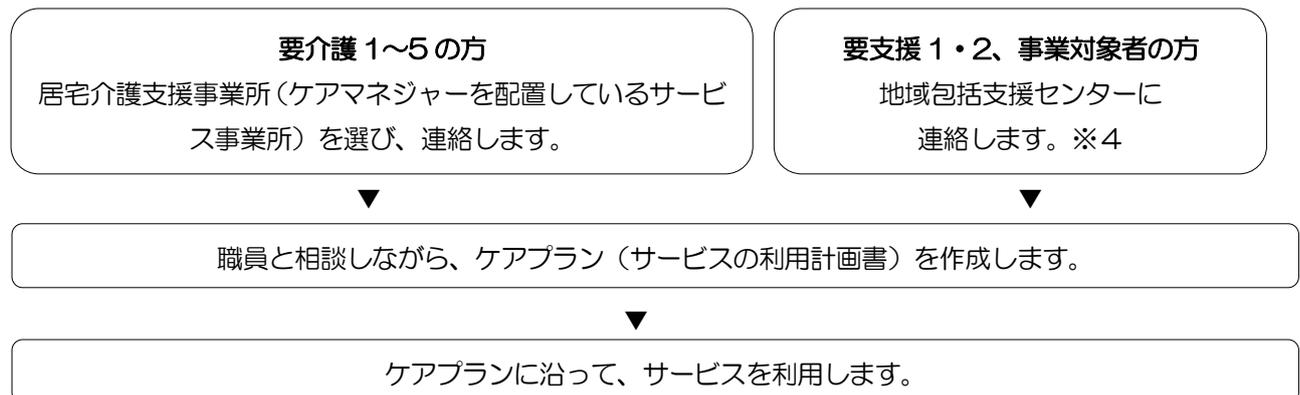


※1 40~64 歳の方が介護予防・生活支援サービスを利用するには、要介護認定で要支援 1 または 2 の認定を受ける必要があります。(基本チェックリストは受けられません。)

※2 基本チェックリストは、日常生活に必要な心身の機能を確認するアンケートです。地域包括支援センター職員の立会いのもと、サービスを利用する本人が行います。

※3 介護予防・生活支援サービスの内容は、市区町村により異なります。

認定区分決定～サービス利用開始まで



※4 介護予防ケアプランの作成を市の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できます。

【利用できるサービスの種類】

	認定区分		
	要介護 1～5	要支援 1・2	事業 対象者
ホームヘルプサービス（訪問介護）	○ (※1)	○ (※2)	○ (※2)
デイサービス（通所介護）	○ (※3)	○ (※4)	○ (※4)
（介護予防）訪問看護	○	○	×
（介護予防）訪問入浴介護	○	○	×
（介護予防）訪問リハビリテーション	○	○	×
（介護予防）居宅療養管理指導	○	○	×
（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）	○	○	×
（介護予防）短期入所生活介護 （特別養護老人ホームでのショートステイ）	○	○	×
（介護予防）特定施設入所者用生活介護 （有料老人ホーム等）	○	○	×
（介護予防）福祉用具貸与 ※介護度により利用できない用具があります。	○	○	×
（介護予防）特定福祉用具購入	○	○	×
（介護予防）居宅介護住宅改修	○	○	×
（介護予防）短期入所療養介護 （老人保健施設、療養型医療施設等でのショートステイ）	○	○	×
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	○	要支援 2で○	×
地域密着型通所介護	○	×	×
（介護予防）小規模多機能型居宅介護（※6）	○	○	×
看護小規模多機能型居宅介護	○	×	×
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	要介護 3～5 で○	×	×
介護老人保健施設	○	×	×
介護医療院	○	×	×
（介護予防）認知症対応型通所介護（※5）	○	○	×
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	×
夜間対応型訪問介護（※5）	○	×	×

※1 訪問介護として利用します。

※2 介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスとして利用します。

※3 通所介護として利用します。

※4 介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスとして利用します。

※5 令和7年4月1日時点で、座間市では未整備です。

※6 令和7年4月1日時点で、市内に要支援の方が利用できる事業所がありません。

【認定区分と、心身の状態や生活の状況の目安】

認定区分	心身の状態や生活の状況
事業対象者	日常生活上の基本動作は、ほぼ自分で行うことが可能だが、要介護状態となることの予防に資するよう、何らかの支援が必要
要支援1	
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作等が著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態

※認定区分のうち、要支援1・2、要介護1～5は、有効期間があります。有効期間満了後も継続してサービスを受けたい場合は『更新申請手続』が必要となります。（有効期間満了の60日前から申請可能）

※要支援1・2、要介護1～5で、認定有効期間内に心身の状態や生活の状況が変化した場合は、『変更申請手続』を行い、認定区分の見直しをすることができます。

※事業対象者で、心身の状態や生活の状況が変化した場合は、いつでも要介護認定申請をすることができます。

【参考】介護保険料

65歳以上の介護保険料は、座間市で必要な介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決められます。座間市の基準額は年額70,300円です。保険料はこの「基準額」をもとに所得に応じて、20段階の保険料段階に分かれ、令和6年度の保険料額は、下表の金額になります。

段階	対象者		保険料(年額)10円未満切捨て	
1	■生活保護受給者(中国残留邦人等支援給付受給者を含む) ■高齢福祉年金受給者且つ世帯全員が住民税非課税者の方 ■世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下の方 ※低所得者対策として、消費税を財源として公費が投入され、割合が軽減されています		基準額(円)× 0.285	20,030円
2	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が ※低所得者対策として、消費税を財源として公費が投入され、割合が軽減されています	80.9万円を超え、 120万円以下の方	基準額(円)× 0.485	34,090円
3		120万円を超える方	基準額(円)× 0.685	48,150円
4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80.9万円以下の方	基準額(円)×0.90	63,270円
5		80.9万円を超える方	基準額(円)×1.00	70,300円
6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額(円)×1.20	84,360円
7		120万円以上210万円未満の方	基準額(円)×1.30	91,390円
8		210万円以上320万円未満の方	基準額(円)×1.50	105,450円
9		320万円以上420万円未満の方	基準額(円)×1.70	119,510円
10		420万円以上520万円未満の方	基準額(円)×1.90	133,570円
11		520万円以上620万円未満の方	基準額(円)×2.10	147,630円
12		620万円以上720万円未満の方	基準額(円)×2.30	161,690円
13		720万円以上800万円未満の方	基準額(円)×2.40	168,720円
14		800万円以上900万円未満の方	基準額(円)×2.50	175,750円
15		900万円以上1,000万円未満の方	基準額(円)×2.60	182,780円
16		1,000万円以上1,100万円未満の方	基準額(円)×2.70	189,810円
17		1,100万円以上1,200万円未満の方	基準額(円)×2.80	196,840円
18		1,200万円以上1,300万円未満の方	基準額(円)×2.90	203,870円
19		1,300万円以上1,400万円未満の方	基準額(円)×3.00	210,900円
20	1,400万円以上の方	基準額(円)×3.10	217,930円	

※高齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除し、分離課税の長(短)期譲渡所得の特別控除(土地・建物に限る)を適用した金額となります。

なお、扶養控除や医療費控除などの所得控除や、総合所得及び株式に係る譲渡所得等の繰越控除を適用する前の金額になります。併せて、第1～5段階の方は、「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

※所得段階は、毎年度本人の前年中の収入や所得に応じて決定します。

一般介護予防事業

介護予防（介護が必要な状態になるのを防ぎ、介護が必要な状態の方はその進行を防ぐための65歳からの健康づくり）をお手伝いしています。

【介護予防教室・介護予防講演会等】

- 内 容** 介護予防の実践に役立つ運動や栄養等の内容で教室・講演会を開催します。
- 対 象** 65歳以上の方（講座等により参加条件が異なります。）
- 参加方法** 市広報紙「広報ざま」等でお知らせします。

【介護予防ボランティア養成講座】

- 内 容** 「介護予防ボランティア」は、地域住民の介護予防の普及啓発を進める市民のことです。介護予防に関する情報の発信や、介護予防活動を行う自主グループのサポートなど主体的な活動を行っています。
- この講座では、仲間づくりを通して、地域での介護予防活動を学び、自分たちにできる介護予防活動を一緒に考えます。
- 講座修了者のうち「介護予防ボランティア」への登録を希望した方には、継続した学習講座をご案内しています。
- 対 象** 65歳以上の方
- 参加方法** 市広報紙「広報ざま」等でお知らせします。

認知症サポーター養成講座

内 容 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、認知症の知識をもち、認知症の方とその家族を温かく見守る市民「認知症サポーター」を養成する講座を実施します。

• **定期開催講座**

各地域のコミュニティセンター等を会場に開催しています。

お一人から参加できます。詳細・申込方法は、市広報紙「広報ざま」等でお知らせします。

• **出前講座**

おおむね10人以上の団体に対し、講師が無料で出張して実施します。担当に相談ください。

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL 046-252-7084

障害者控除対象者認定書交付

内 容 所得税法及び地方税法では、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の他、「障害者に準ずる者」として市長が認定した65歳以上の方も、障害者控除の対象となり、確定申告又は市民税・県民税の申告で、障害者控除を受けられる場合があります。「障害者に準ずる者」と認定された方へ、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

要 件

- ①基準日に、市内に住民登録が有り、65歳以上であること
- ②所得税や市民税・県民税の課税者若しくは課税されている親族の被扶養者であること
- ③基準日に、介護保険法の要介護・要支援認定を受けている方で、要介護度および認定資料における日常生活自立度が市で定める基準を満たすこと（要介護・要支援認定を受けてない方は、「障害者控除対象者認定に係る診断書」が市で定める基準を満たすこと）

※基準日は、税申告の対象とする年の12月31日となります。年途中で対象者が亡くなられた場合は、亡くなられた日となります。

※「障害者控除対象者認定に係る診断書」は、市指定の様式がありますので、必要な方はご連絡ください。

申 請 「障害者控除対象者認定申請書」（ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、申請者の本人確認書類を持参の上、窓口へ提出してください。郵送する場合は、申請書及び申請者の本人確認書類のコピーを同封してください。

注意事項 障害者手帳で控除を受ける方の申請は、原則不要です。ただし、要介護4・5の方が、障害者手帳で特別障害者控除の対象ではない場合、申請すると特別障害者控除が受けられます。申請は、税申告の対象とする年の12月から受け付けします。「障害者控除対象者認定書」は、翌年1月以降に対象者の自宅（送付先変更をしている場合は変更先）へ郵送します（即日発行不可）。要介護・要支援認定を受けている方でも、基準に該当しないと非該当となります。

窓 口 介護保険課 介護認定係 TEL 046-252-7538

高齢者等戸別収集

- 内 容** ごみや資源物をごみ集積所まで出すことが困難な高齢者、障がい者等の世帯を対象に戸別収集を実施します。
- 対 象** 市内に居住し、次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯（ただし、付近に家族や親族が居住している場合は除きます。）
- ① 介護保険法による要介護1～5の認定を受けた方
 - ② 身体障害者手帳1級または2級の方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ④ 障害年金の受給者で1級の方
 - ⑤ 特別な事情があり戸別収集が必要であると市長が認める方
- 申 請** 申込書、同意書、要介護度や障がいの程度が分かる書類の写しを窓口に持参してください。代理申請（ケアマネジャー等）可。
- 窓 口** 〒252-0029 入谷西二丁目52番14号
クリーンセンター TEL 046-252-8724

高齢者の予防接種

内 容 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の予防接種に対し、助成が受けられます。

実施場所 座間市が指定している医療機関

対 象 接種当日65歳以上の方に対し、1回分を助成します。
接種期間及び接種費用等は、広報ざま、市ホームページでお知らせします。
◎高齢者施設などへ入所、長期入院、外出が困難で自宅で訪問診療を受けている等のため市がやむを得ないと判断する事情で、予防接種を実施指定医療機関以外で接種を受ける場合は、助成制度があります。事前に申請が必要になりますので、接種を受ける前にご連絡ください。事前に申請がない場合はすべて自己負担となります。
※肺炎球菌感染症及び带状疱疹の予防接種の助成については、対象者に対しお手紙等で個別にお知らせします。

窓 □ 健康医療課 保健予防係 TEL 046-252-7995

座間市内社会福祉施設等一覧

	施設等名称	電話番号	所在地
地域包括支援センター	座間市相模が丘 地域包括支援センター	046-266-5222	相模が丘6-30-12 相模台商事第1ビル
	座間市ひばりが丘 地域包括支援センター	046-255-2555	ひばりが丘5-21-29 牧山商事ビル1階
	座間市栗原 地域包括支援センター	046-251-1167	栗原中央6-1-18 (特別養護老人ホーム 栗原ホーム内)
	座間市相武台 地域包括支援センター	046-258-2030	栗原1261-1 (特別養護老人ホーム ベルホーム内)
	座間市立野台 地域包括支援センター	046-266-2005	立野台1-1-4 立野台事務所1階
	座間市新田宿 地域包括支援センター	046-256-9007	新田宿623 (特別養護老人ホーム 第二座間苑内)

老人憩いの家	相模が丘老人憩いの家	相模が丘2-43-39
	ひばりが丘老人憩いの家	ひばりが丘1-41-6
	立野台老人憩いの家	立野台3-20-41
	相武台老人憩いの家	相武台4-5-24
	栗原老人憩いの家	栗原中央5-8-1
	座間老人憩いの家	座間2-2765
	入谷老人憩いの家	入谷東3-34-16

※各憩いの家に電話はありません。お問合せは長寿支援課へお願いします。

その他	生きがいセンター	046-252-7963	東原2-16-10
	公益社団法人 シルバー人材センター	046-254-5361	東原2-16-10 生きがいセンター内
	社会福祉法人 座間市社会福祉協議会	046-266-1294	緑ヶ丘1-2-1 サニープレイス座間2階

～介護保険関係施設～

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設等名称	電話番号	所在地
座間苑	046-256-3363	新田宿 151
栗原ホーム	046-251-1166	栗原中央 6-1-18
ベルホーム	046-257-1121	栗原 1261-1
サライ	046-298-6511	小松原 1-17-15
第二座間苑	046-200-8338	新田宿 623
太陽の家座間	046-298-5133	座間 2-861-1

介護老人保健施設（老人保健施設）

施設等名称	電話番号	所在地
老健さがみ	046-266-5010	相模が丘 6-21-27
神奈川セントラルケアセンター	046-298-2277	栗原 912-2

介護医療院

施設等名称	電話番号	所在地
相武台リハビリテーション病院 介護医療院	046-256-5111	相武台 1-9-7

認知症対応型共同生活介護

施設等名称	電話番号	所在地
グループホーム小松原	046-298-3360	小松原 1-28-14
グループホームあいち	046-298-7021	相武台 1-11-5
愛の家グループホーム座間	046-252-3300	座間 2-2884
愛の家グループホーム座間西栗原	046-252-3500	西栗原 2-15-58
グループホームイー・ケア座間	046-257-1226	栗原中央 3-10-1
花物語ざま	046-252-3787	南栗原 4-30-40
はなまるホーム座間	046-266-0195	入谷東 4-10-2
グループホーム すずの家 ざま	046-259-8478	栗原 1295-1

小規模多機能型居宅介護

施設等名称	電話番号	所在地
ふれんどりいの家	046-298-1177	座間 2-2962-16
ふれんどりいの郷	046-210-3811	栗原中央 4-23-21

有料老人ホーム

施設等名称	電話番号	所在地
ベストライフ相武台	046-266-6655	緑ヶ丘 4-7-3
SOMPOケア ラヴィーレ座間谷戸山公園	046-252-6501	入谷東3-41-17
有料老人ホームサニーライフ座間	046-254-3600	広野台 1-18-20
SOMPOケア ラヴィーレ座間	046-252-6511	座間 2-3155-1
ケアレジデンスひばりが丘	046-254-6227	ひばりが丘 3-59-18
ガーデンテラス座間	046-240-0592	座間 1-3412-1
ムート座間くりはら	046-244-5138	南栗原 2-3-3
住宅型有料老人ホーム こもれび座間弐号館	046-240-0105	新田宿 203
ガーデンテラス小田急相模原	046-259-7261	相模が丘 4-63-7
住宅型有料老人ホーム こもれび	046-298-0601	新田宿 201
リビングケア唯の家 座間緑ヶ丘	046-244-4352	緑ヶ丘 4-11-12
さくらの郷 座間	046-256-9602	入谷東 4-37-11
イリーゼ座間	046-240-0561	広野台 1-32-13
リビングケア唯の郷 栗原中央	046-240-7019	栗原中央 1-34-50
住宅型有料老人ホーム ライト	046-240-0935	入谷西 5-50-27
福寿さま相武台	046-298-7865	相武台 2-32-20
住宅型有料老人ホーム アスカひばりが丘	046-259-7562	ひばりが丘 5-21-46
住宅型有料老人ホーム 優和 ひばりが丘住宅	046-244-5081	ひばりが丘 1-63-12
フォンテーヌ座間入谷東	046-205-7427	入谷東 2-6-8
リハビリ連携施設 悠 座間四ツ谷	046-206-7157	四ツ谷 372-1
医療対応住宅 ケアホスピス入谷東	046-204-9098	入谷東 3-56-3

サービス付き高齢者向け住宅

施設等名称	電話番号	所在地
ホームステーションらいふ相武台	046-207-2901	緑ヶ丘6-26-7
ココファン座間	046-252-1021	東原1-6-12
フォンテーヌ座間南栗原	046-259-6587	南栗原2-4-35
うるわしの杜 座間	046-259-8285	相武台3-16-1
あやめの郷 座間	046-257-1751	緑ヶ丘2-28-9

その他の介護保険サービス事業所については、介護保険課にお尋ねください

～メモ～

